

令和 3 年 6 月 1 日
子ども・若者部子ども家庭課

外遊び活動団体を利用する保護者の負担軽減給付金の支給について

1 主旨

世田谷区内において独自に幼児の健やかな成長・発達を促す活動を行っている民間団体が多いなか、外遊びを中心とした子育て活動は、地域に根付き、多くの幼児教育・保育の実践を重ねている。また、世田谷区子ども計画では、子どもの生きる力を育むため、すべての子どもたちが身近な場所でいきいきと外遊びができるよう、外遊び体験の推奨を掲げている。

外遊びでの自然体験活動などの経験や体験を通じた学びは、子どもたちの個性や特性を引き出す世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンや保育所保育指針にも通じるものであり、多様な地域の子育て活動の中でも特に地域にとって重要な取組と認められる。

この度、国が幼児教育・保育の無償化の対象とならない施設等を利用する保護者を対象として、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を令和3年4月より実施しているため、これを活用し、外遊びを中心とした幼児教育・保育活動を利用する保護者への支援を行う。

2 事業内容及び金額

(1) 事業内容

国が示す必須基準及び幼児教育・保育の質の確保の点から区が設ける基準を満たす団体を区が認定する。認定された団体を利用する幼児教育・保育無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の保護者に対し、給付金を支給する。

(2) 給付金額

対象となる幼児一人当たり月額 20,000 円 (上限)

3 概算経費

8,880 千円 (特定財源 国 1 / 3、都 1 / 3)

月額 20,000 円 × 12 か月 × 37 人 (想定利用人数) = 8,880 千円

4 今後のスケジュール (予定)

令和3年6月以降 団体の認定

8月以降 保護者への給付金の支給